第４回野田市総合計画審議会　次第

日時　　令和４年４月２８日（木）
　　午後１時３０分から
場所　　市役所　８階大会議室

１　開会

２　議題

　野田市総合計画後期基本計画の素案について

（１）基本目標２（生き生きと健やかに暮らせる都市）

（２）基本目標５（市民がふれあい協働する都市）

（３）その他

３　閉会

総合計画基本計画「施策の内容・主な事業」修正箇所比較表

番号	基本目標	基本方針	施策	掲載頁	現状	修正後	修正理由
①	【2】生き生きと健やかに暮らせる都市	【1】支え合いによる福祉のまちづくりの推進	地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進	45 46	【主な事業】地域ぐるみ福祉ネットワークの推進 【施策の内容】 高齢化が急速に進む中で、高齢者や障がい者を取り巻く環境は更に厳しい状況となることが予想されるため、市民一人一人が、それぞれの生き方を尊重し、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れたまちで、地域と関わりながら、充実した生活を送ることができるよう配慮していくことが重要となります。 特に近年は、地域の結び付きが希薄化しており、地域で孤立することなく見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけること、また、ひとり暮らしの高齢者ばかりでなく、制度の隙間に取り残されている人も含め、何らかの課題を抱えている人々を発見し、地域社会の中に受け入れ、支援していくことが重要です。 そのため、福祉の分野にとどまることなく、様々な分野が関わる横断的な取組により、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー型のやさしいまちづくりを推進します。 また、地域における福祉活動を充実するためには、市内全域で組織された地区社会福祉協議会やＮＰＯ・ボランティア活動等を始めとした市民の幅広い協働※１が重要であることから、啓発事業のみならず福祉のまちづくりを推進する人材育成を図り、あらゆる世代が福祉を取り巻く様々な問題を共通の課題として認識し、世代を超えた信頼関係の中で、それぞれの分野・立場に応じた役割を担い、相互に連携し、地域ぐるみの取組を行います。 さらに、社会福祉協議会の機能強化を図りつつ、総合的な福祉活動の拠点としての総合福祉会館の積極的な利用促進とともに、市民自らの取組も含めた多様な福祉活動の充実・強化を図ります。	【主な事業】**地区社会福祉協議会活動の推進** 【施策の内容】 高齢化が急速に進む中で、高齢者や障がい者を取り巻く環境は更に厳しい状況となることが予想されるため、市民一人一人が、それぞれの生き方を尊重し、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れたまちで、地域と関わりながら、充実した生活を送ることができるよう配慮していくことが重要となります。 特に近年は、地域の結び付きが希薄化しており、地域で孤立することなく見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけること、また、ひとり暮らしの高齢者ばかりでなく、制度の隙間に取り残されている人も含め、何らかの課題を抱えている人々を発見し、地域社会の中に受け入れ、支援していくことが重要です。 そのため、**市民や行政、地域がそれぞれの役割の中で、人格と個性を尊重し合いながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、**福祉の分野にとどまることなく、様々な分野が関わる横断的な取組によ**り る、地域共生社会の実現へ向けて、重層的支援体制を整備するとともに**、高齢者や障がい者等に配慮したやさしいまちづくりを推進します。 また、地域における福祉活動を充実するためには、市内全域で組織された地区社会福祉協議会やＮＰＯ・ボランティア活動等を始めとした市民の幅広い協働※１が重要であることから、啓発事業のみならず福祉のまちづくりを推進する人材育成を図り、あらゆる世代が福祉を取り巻く様々な問題を共通の課題として認識し、世代を超えた信頼関係の中で、それぞれの分野・立場に応じた役割を担い、相互に連携し、地域ぐるみの取組を行います。 さらに、社会福祉協議会の機能強化を図りつつ、総合的な福祉活動の拠点としての総合福祉会館の積極的な利用促進とともに、市民自らの取組も含めた多様な福祉活動の充実・強化を図ります。 ※1　協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。	・令和３年４月施行の改正社会福祉法で「地域共生社会」の実現が提唱されたことから、これを付記するとともに、「バリアフリー型」についても、地域共生社会の考え方に包含されることから、あわせて整理するために修正。また、地域ぐるみ福祉ネットワークを地区社会福祉協議会へ移行したことから、主な事業「地域ぐるみ福祉ネットワークの推進」を「地区社会福祉協議会活動の推進」に修正。
②			高齢者の生きがいづくり	46 47	【施策の内容】 高齢化が急速に進む中、高齢者の生きがいづくりの推進は、社会参加を通して閉じ籠もりの防止、健康づくり、地域貢献につながるなど、高齢者のみならず、地域社会や住民にとっても重要な施策であることから、コミュニティ活動の場の確保や支援、雇用の確保等に努めてきました。 今後は、これらの取組を引き続き推進するとともに、高齢者の増加や意識の多様化に対応し、高齢者と社会とのつながりを確保するための施策を推進します。 また、高齢者が地域で自立して暮らし続けることができ、元気な高齢者の社会参画や生きがいづくりに向けた就労機会が増加し、高齢者が生きがいを持ち地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、ボランティア活動等を通じた市民協働の仕組みづくり等を推進します。	【施策の内容】 高齢化が急速に進む中、高齢者の生きがいづくりの推進は、社会参加を通して閉じ籠もりの防止、健康づくり、地域貢献につながるなど、高齢者のみならず、地域社会や住民にとっても重要な施策であることから、コミュニティ活動の場の確保や支援、雇用の確保等に努めてきました。 **新型コロナウイルス感染症により、今後は「新しい生活様式」を日常生活に取り入れながら**高齢者の増加や意識の多様化に対応し、高齢者と社会とのつながりを確保するための施策を**展開する必要があります。** **このため、デジタル社会の変化に取り残されることがないよう高齢者が安全にインターネットを利用し、安心して日常生活を送るための施策の推進を図ります。** また、**少子高齢化が急速に進展し、人口減少や社会保障制度が見直される中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、生涯現役社会の実現**に向けた就労**支援を推進します。** **さらに、**高齢者が地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、**「新しい生活様式」を取り入れながら、**ボランティア活動等を通じた市民協働の仕組みづくり等を推進します。	・新型コロナウイルス感染症対策として「新しい生活様式」を取り入れていくことを追記するため修正。 ・デジタル社会に伴う高齢者の日常生活について追記するため修正。 ・高年齢者雇用安定法の施行に伴う働く意欲のある高齢者の支援について追記するため修正。

番号	基本目標	基本方針	施策	掲載頁	現状	修正後	修正理由
③	【2】生き生きと健やかに暮らせる都市	【1】支え合いによる福祉のまちづくりの推進	介護保険事業の充実	45 48	【主な事業】 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 【施策の内容】 高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送るためには、将来にわたって安定した介護保険事業の運営が必要です。 平成26年の法改正では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、地域包括ケアシステム※１の構築に向けた地域支援事業の充実、予防給付における通所介護、訪問介護の市町村事業化や特別養護老人ホーム入所者の限定、一定所得以上の利用者の自己負担額引上げや補足給付への資産要件の追加等の重点化・効率化が図られました。 この改正は、介護の社会化を進めることを目的に介護保険制度が創設され、これまで順調に運営されてきた中で、制度の維持が困難になってきたことから、予防給付における通所介護、訪問介護の市町村事業化等を実施するもので、その流れに逆行するものです。 野田市では、これまで法制度に従い、介護サービスの適切な提供、地域包括支援センターの設置運営、認知症施策、介護予防等に取り組み、介護保険制度の円滑な運営を行ってきました。 しかしながら、平成26年の法改正による国の保険給付の縮小により市町村事業が拡大し、介護保険制度に関する市の役割が更に増加しており、総合事業の実施については、国がガイドラインを示し、それに基づき制度設計していくことになりますが、現在示されている枠組みではサービス水準を落とさざるを得ない状況です。 このため、市町村の取組を支援するための情報提供や支援体制の確立を図ることは当然のこと、必要な財源を国の責任において確保するよう要望するとともに、サービス水準を維持するため、枠組みを変えて事業を実施することについても国に求める必要があります。 野田市としては、これまでの施策に加え、介護予防・日常生活支援総合事業へ取り組み、更には在宅医療・介護の連携、認知症施策の具体的な推進を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし、安心できる生活を継続できるよう、介護、生活支援、介護予防等の介護保険事業の充実を図ります。	【主な事業】**野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進** 【施策の内容】 高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送るためには、将来にわたって安定した介護保険事業の運営が必要です。 **平成26年の法改正は、介護保険制度を維持するため、予防給付における通所介護、訪問介護の市町村事業化等が実施され、介護の社会化を進めることを目的に創設された介護保険制度の流れに逆行するものとなっており、現在もこの問題を内包したまま制度が運用されています。** **野田市では、これまで法制度に従い、介護サービスの適切な提供、地域包括支援センターの設置運営、認知症施策、介護予防等に取組み、介護保険制度の円滑な運営を行ってきましたが、平成26年の法改正により、国の保険給付の縮小により市町村の事業や役割が増加し、市が実施するサービス水準をいかに維持するかが課題となっていることから、引き続き、機会を捉えて、市町村の取組を支援するための情報提供や支援体制の確立や必要な財源を国の責任で確保することを要望するとともに、サービス水準維持のための弾力的な事業の実施を国に求めていく必要があります。** **これまでの施策に加え、平成29年度より「介護予防10年の計」として長期的な視点で一般介護予防事業を刷新し、「シルバーリハビリ体操」「のだまめ学校」「えんがわ」「市民ボランティアの育成」「介護予防サポート企業」「広報戦略」の六つの戦略を柱とした事業に積極的に取組むことで、健康寿命が延伸し、元気な高齢者が増え、要介護・要支援者の少ないまちづくりを進めていきます。さらに、地域包括ケアシステム※1推進の核となる地域包括支援センターについて、市民の皆さんに相談窓口として知っていただき、気軽に利用していただこうと、令和３年４月から愛称を「高齢者なんでも相談室」にするとともに、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進及び高齢者虐待防止等に対応するための体制強化など、**高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし、安心できる生活を継続できるよう、介護、生活支援、介護予防**、権利擁護等に係る**介護保険事業の充実を図ります。 ※1　地域包括ケアシステム…介護や支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。介護サービス事業者、医療機関、行政だけでなく、地域住民やボランティア、ＮＰＯ法人など、様々な地域資源を活かしながら、地域全体で高齢者を支えていくことを目指す。	・平成26年当時の内容を整理集約し、さらに新たに実施している「介護予防10年の計」の事業及び地域包括支援センターの愛称及び高齢者虐待防止等に係る体制強化に関する記載を追加するため修正。
④			障がい者福祉の充実	45 49	【主な事業】障がい者福祉意識の高揚 【主な事業】介護サービスの提供 【主な事業】自立への助長支援 【主な事業】＿＿＿＿＿＿＿＿ 【施策の内容】 障がい者やその家族を取り巻く環境と障がい者自身の意識の高まり、制度の見直し等、社会情勢の著しい変化に対応し、障がい者が地域の中で普通の生活が送れるよう、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がい者が可能な限り自立し社会参加できる社会を目指す「リハビリテーション」の実現が求められています。そのため、地域で支え合う「心のバリアフリー」の実現を目指します。 障がい者が地域社会で自立した生活を送り、積極的に社会参加できるよう、特に、地域生活への移行や就労支援といった課題への対応に取り組みます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨を踏まえ、相談支援体制の充実・強化、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスを含めた障害福祉サービスの提供、手話通訳等の地域生活支援事業の推進に加え、障がい者に対する理解を深めるための取組を推進するとともに、差別の解消、虐待の防止等の事業を推進します。また、障がい者、若年者の自立した日常生活と社会参加を促進するため、就労機会の拡大を図ります。さらに、子どもの発達支援を始めとする障がい児支援も含めた支援体制づくりを推進します。	【主な事業】**障がい特性の理解促進** 【主な事業】**障がい福祉サービス（介護給付）** 【主な事業】**障がい福祉サービス（訓練等給付）** 【主な事業】**野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進 ※再掲** 【施策の内容】 **障がいのある人やその家族を取り巻く環境及び制度の見直し等の社会情勢の著しい変化に対応しながら、障がいのある人が地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合う「心のバリアフリー」を目指します。** **障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業の推進、障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化、各種の障がい福祉サービスに係る給付、福祉施設から地域生活への移行や、就労支援及び障がい児支援といった課題の対応に取り組みます。多様な障がい特性に対する理解を深めるための取組、差別の解消、虐待の防止、円滑な意思疎通支援に取り組み、地域共生社会を推進します。** **さらに、障がい児支援に係る給付のほか、医療的ケア児に対して適切な支援が提供できるよう支援体制づくりを推進します。**	【主な事業】 ・地域共生社会の推進により、相応しい名称に修正。 ・障がいのある人の日常生活及び社会生活を支えるサービス名称に修正。 ・新規事業「野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進」を追加修正。 【施策の内容】 ・現行の障がい者基本計画との整合を行うため修正。 ・地域生活支援拠点事業の開始、手話言語条例及び円滑な意思疎通に関する条例の施行、医療的ケア児に対する支援等の新たな施策の追加に伴う修正。

番号	基本目標	基本方針	施策	掲載頁	現状	修正後	修正理由
⑤	【2】生き生きと健やかに暮らせる都市	【2】子どもの健全育成と子育て環境の充実	子どもの健全育成の推進	52 53	【施策の内容】 児童が人との関わりを通じて人間関係の形成や社会性を学び、健全に育つことを目的として、地域支援センターや子育てサロンによる事業、子ども館による遊びの指導やサークル、行事及び保育所における園児と地域の高齢者とのふれあい事業を継続するとともに、放課後における学童保育所の過密化解消及び集団（クラス）に分割して運営の充実を図ります。	【施策の内容】 **子どもたちが遊びを通して自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流や相談ができる場として、さらには、子どもたちの体験活動を市民が支え多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点となる施設として新しい子ども館（野田市立児童センター）を整備します。運営については、常に利用者ニーズを把握し、事業検証を行い、運営に反映させるなど、市民主体の運営を目指します。** また、児童が人との関わりを通じて人間関係の形成や社会性を学び、健全に育つことを目的として、地域支援センターや子育てサロンによる**サークル、相談、講習等**の事業**や**保育所における園児と地域の高齢者とのふれあい事業を継続します。 **なお、**放課後における学童保育所の過密化解消**や保育の質の向上など**運営の充実を図ります。	・子ども館の新設に伴い、目的や今後の運営などを追記するため修正。
⑥			安心できる子育ての整備環境の整備	52 53 54	【主な事業】児童虐待防止対策の充実 【施策の内容】 少子化や核家族化、女性の社会進出を背景に、子育て支援、保育サービスの効果的な提供が求められています。 そのため、平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て新制度の下で、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を目指します。 保育所の待機児童が存在することから、認可保育所を整備することで解消することを優先します。認定こども園や小規模保育事業については、０歳から２歳児に待機児童が多く発生しており、保育士配置基準や設備等において認可保育所と比べ緩い点もあることから、認可保育所によるサービスを優先して実施します。 現在実施しているコーディネート事業等は、新制度では地域子ども・子育て支援事業として位置付けられていることから、今後、学童保育所の新基準への対応や地域子育て拠点事業（支援センター、サロン）等を新制度の枠組みを活用しながら再編して一層の充実を図ります。 「ひとり親家庭支援」については、これまでの母子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援を継続します。また、意識調査の結果から、自立に向け資格取得後に転職を希望する割合が多かったことから、資格取得に係る支援の充実を図ります。また、保育料算定等で不公平がある未婚のひとり親に対して寡婦・寡夫控除をみなし適用することや、ひとり親家庭等に対する家賃等の費用の一部助成、入居の支援等を行い、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。	【主な事業】**野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進　※再掲** 【施策の内容】 少子化や核家族化、女性の社会進出を背景に、子育て支援、保育サービスの効果的な提供が求められています。 そのため、平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て新制度の下で、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を目指します。 学童保育所や地域子育て拠点事業（支援センター、サロン）等を**子ども・子育て**新制度の枠組みを活用しながら充実を図ります。 「ひとり親家庭支援」については、これまでの母子**・父子**自立支援員による相談、求人開拓と就労支援を継続します。また、意識調査の結果から、自立に向け資格取得を希望する割合が多かったことから、資格取得に係る支援の充実を図ります。また、 ひとり親家庭等に対する家賃等の費用の一部助成、入居の支援等を行い、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。 **児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点において、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけるため、機能の充実を図ります。** **引き続き、あらゆる虐待を防止するための対策を推進します。**	・主な事業「児童虐待防止対策の充実」を「野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進」へ変更することに伴う修正。 ・保育所の待機児童に関することについては、新規施策「幼児教育・保育の推進」として追加することから修正。 ・制度改正及び事業進捗に伴う修正。
⑦			**（新）** **幼児教育・保育の推進**	52 54		【主な事業】**幼児教育・保育の無償化の影響等をふまえた教育・保育の推進** 【主な事業】**待機児童ゼロに向けた多様な保育サービスの充実** 【主な事業】**発達支援の役割としての公立幼稚園の活用** 【施策の内容】 **未就学児の人口の減少傾向において、幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加しているため、既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力により必要な施設の整備を進めます。** **一方で、幼稚園での教育を希望する共働き家庭もあることなど、多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、多様な事業形態での教育・保育給付を推進します。** **また、発達の支援を要する子の受入については、私立幼稚園への環境整備を推進するとともに、受け皿の役割としての公立幼稚園の活用を実施します。**	・新規事業「幼児教育・保育の無償化の影響等をふまえた教育・保育の推進」、「待機児童ゼロに向けた多様な保育サービスの充実」及び「発達支援の役割としての公立幼稚園の活用」の追加に伴う修正 ・今後、未就学児の人口の減少が予想されている中で、幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加していることに対応（既存園の定員弾力的運用や民間幼稚園の認定こども園化を含めた民間活力の活用）しつつ、幼稚園の今後の有り方を検討する必要性を説明する項目を新設。

番号	基本目標	基本方針	施策	掲載頁	現状	修正後	修正理由
⑧	【2】生き生きと健やかに暮らせる都市	【3】健康づくりの推進と地域医療の充実	市民の健康づくりの推進	56 57 58	【主な事業】健康づくり推進プロジェクトの推進 【主な事業】結核予防の推進 【施策の内容】 安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが重要です。現代社会では、生活習慣や食生活の変化、ライフスタイルの多様化等に伴いがんや糖尿病等の生活習慣病が増加しています。このため、メタボリックシンドローム※１やロコモティブシンドローム※２の予防等の生活習慣の改善を図るための各種施策を実施し、特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上を図るとともに、活力寿命の延伸のための健康づくり推進プロジェクトの推進や食生活の改善に係る施策の推進、感染症予防の推進を図ってきました。 今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、なお一層市民の健康意識の高揚に努め、更なる健康づくりの支援を行います。	【主な事業】**健康スポーツポイント事業の拡充** 【主な事業】**一般介護予防事業の推進** 【主な事業】**感染症予防対策の実施** 【施策の内容】 安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが重要です。現代社会では、生活習慣や食生活の変化、ライフスタイルの多様化等に伴いがんや糖尿病等の生活習慣病が増加しています。**このため、各種がん検診、特定健康診査等の受診率の向上を図るとともに、メタボリックシンドローム※1やロコモティブシンドローム※2の予防等の生活習慣や食生活の改善を図るための各種施策を実施します。** **また、健康スポーツポイント事業の拡充を中心とした健康づくりやのだまめ学校などの介護予防に係る施策を推進します。** **令和２年からまん延している新型コロナウイルス感染症に対しても、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じるとともに、その他の感染症も含め感染症予防対策を実施します。** 今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、なお一層市民の健康意識の高揚に努め、更なる健康づくりの支援を行います。 ※1　メタボリックシンドローム…内臓脂肪症候群といい、腹部の周りに脂肪がつく内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常といった生活習慣病の危険因子を併せ持っている状態のこと。 ※2　ロコモティブシンドローム…運動器症候群といい、骨、関節、筋肉、神経などの運動器の衰えや障がいにより要介護リスクの高い状態になること。	・「健康づくりプロジェクトの推進」を「健康スポーツポイント事業の拡充」及び「一般介護予防事業の推進」に修正し、「結核予防の推進」を「感染症予防対策の実施」に修正。 ・高齢期に入る前からの積極的介護予防と市民同士で支える健康づくりを目的とした健康づくり推進プロジェクト事業は、平成29年度で発展的に終了し、健康スポーツポイント事業を中核とした健康づくりの施策と、のだまめ学校やシルバーリハビリ体操などの介護予防事業に再編し拡充したことに伴う修正。
⑨			地域医療体制の充実	57 58 59	【主な事業】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【主な事業】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【施策の内容】 全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、多様化し増加する医療需要に対処できるよう、市民に身近で安心できる医療体制の充実に努める必要があります。 そのため、医療機関の役割分担と連携の強化を図り、かかりつけ医※1 の定着（身近にかかりつけ医を持つこと）やかかりつけ医からの紹介で２次医療※2 を担う市内の病院が患者を受け入れる体制の確保、３次医療※3 を担う病院との連携等、地域医療連携の推進を図り、地域医療体制の充実に努めます。	【主な事業】**24時間救急医療体制の維持強化** 【主な事業】**災害医療体制の整備** 【施策の内容】 全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、多様化し増加する医療需要に対処できるよう、市民に身近で安心できる医療体制の充実に努める必要があります。 そのため、医療機関の役割分担と連携の強化を図り、かかりつけ医※1 の定着（身近にかかりつけ医を持つこと）やかかりつけ医からの紹介で２次医療※2 を担う市内の病院が患者を受け入れる体制の確保、３次医療※3 を担う病院との連携等、地域医療連携の推進を図り、地域医療体制の充実に努めます。 **また、これまで、夜間や、休日の急な病気やケガにも対応できるよう、24時間体制による２次救急医療体制の確保を中核とした救急医療体制の整備を図ってきましたが、今後も体制の維持強化を図ります。** **さらに、将来起こり得る新たな感染症のまん延を含む大規模災害から市民の生命と健康を守るため、関係機関と連携して災害医療体制を整備します。** ※1　かかりつけ医…身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができ、病状に応じて適切な医療機関を紹介するなどの役割を担う医師 ※2　２次医療…入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院 ※3　３次医療…２次医療機関で対応できない重篤な患者に対応する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院	・救急医療体制の中核が、24時間体制による2次救急医療体制の確保であるため、そのことを明示するため修正。 ・災害医療体制の整備が必要であるため、そのことを明示するための修正。
⑩			母子保健・医療の充実	57 59	【主な事業】母子に係る医療費助成の実施 【主な事業】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【主な事業】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【施策の内容】 子どもの健康の保持・増進を図るため、関係機関との連携や妊産婦・新生児相談・訪問指導や各種健康診査の充実を図るとともに、経済的負担の軽減を図るため、母子に係る医療費助成を行っています。また、子どもの急病に対応するため、24時間救急医療体制による小児科診療を行っています。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、更なる子どもの健康の保持・増進に努め、母子保健・医療の充実を図ります。	【主な事業】**削除** 【主な事業】**不妊及び不育症治療費等助成の実施** 【主な事業】**子ども医療費助成制度の拡充** 【施策の内容】 子どもの健康の保持・増進を図るため、関係機関との連携や妊産婦・新生児相談・訪問指導や各種健康診査の充実を図**っています。** ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**また、**子どもの急病に対応するため、24時間救急医療体制による小児科診療を引き続き行います。**さらに、子どもを望む夫婦への不妊及び不育症の治療等費用を助成することによって、妊娠及び出産を経済的にも支援します。** **子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、令和2年8月診療分から、未就学児までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っています。** **子ども医療費助成の対象年齢や無料化の拡大については、野田市の将来を担う子どもたちや、その保護者から実施が望まれていることから、今後も拡充を図ります。** 今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、更なる子どもの健康の保持・増進に努め、母子保健・医療の充実を図ります。	・出産育児一時金と高額療養費の拡充により、妊娠・出産期の医療費の不安が解消されたことから母子等医療費助成金事業を廃止したため該当部分を削除し、不妊及び不育症治療費等助成を開始し、子ども医療費助成制度を拡充したため修正。

番号	基本目標	基本方針	施策	掲載頁	現状	修正後	修正理由
⑪	【5】市民とふれあい協働する都市	【1】協働によるまちづくりの推進	協働の仕組みづくりの推進	91 92	【主な事業】 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 【主な事業】 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 【主な事業】 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 【主な事業】 地区ぐるみ福祉ネットワークの推進 【施策の内容】 市政懇談会等を通して、市民生活に身近で多様なまちづくりへの参加機会の充実を図ります。	【主な事業】**「市長への手紙」及び「市政メール」の活用** 【主な事業】**「市長と話そう集会」の活用** 【主な事業】**「市長と話そう（手紙編）」の活用** 【主な事業】**地区社会福祉協議会活動の推進**	・市政懇談会に加え、「市長への手紙」及び「市政メール」の活用、「市長と話そう集会」及び「市長と話そう（手紙編）」を新規事業として追加修正。また、地域ぐるみ福祉ネットワークを地区社会福祉協議会へ移行したことから、主な事業「地域ぐるみ福祉ネットワークの推進」を「地区社会福祉協議会活動の推進」に修正。
⑫			ふれあい、交流の拠点づくり	93	【施策の内容】 市民活動支援センターにおいて、ＮＰＯ等の市民活動団体に対する各種相談や支援を行うとともに、市民活動団体の課題や要望等の把握に努めます。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ また、市役所と社会福祉協議会に設置したボランティア情報コーナーを活用してボランティア情報を発信するとともに、市民活動団体の活動内容の情報を収集し、ホームページを作成するなど、情報発信の強化を図ります。 加えて、子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等の事業の充実により、子育て世代同士の交流促進を図ります。	【施策の内容】 市民活動支援センター**の機能体制を強化し、**ＮＰＯ等の市民活動団体に対する各種相談や支援を行うとともに、市民活動団体の課題や要望等の把握に努めます。**さらに、市民活動団体の活動内容の情報を収集し、市民活動支援センターのホームページで市民活動団体が行うイベントや会員募集等の情報を発信し、市民活動団体の支援を図ります。** また、市役所と社会福祉協議会に設置したボランティア情報コーナーを活用してボランティア情報を発信**します。** 加えて、子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等の事業の充実により、子育て世代同士の交流促進を図ります。	・市民活動支援センターの体制強化、市民活動団体の行うイベントや会員募集等の情報発信の支援を追加修正。
⑬			地域コミュニティの強化	91 93	【主な事業】 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 【施策の内容】 東日本大震災を契機として、地域コミュニティの重要性が再認識されています。自治会活動や地区集会施設整備への支援を行うとともに、市と自治会等が協働したまちづくりを推進します。	【主な事業】**多世代交流センターの設置** 【施策の内容】 東日本大震災を契機として、地域コミュニティの重要性が再認識されています**が、地域コミュニティの核となる自治会等への加入率が減少傾向にあります。自治会事務事業の見直しを進めるなかで、自治会の負担軽減を図るとともに、効果的な自治会活動や地区集会施設整備への支援を行い、市と自治会等が協働したまちづくりを推進します。**	・行政改革大綱に基づく民間施設の有効活用により、主な事業に「多世代交流センターの設置」を追加修正。 ・自治会加入率が減少傾向にある状況及び、自治会の負担軽減を図るべく市で進めている自治会事務事業の見直しについて追加修正。
⑭		【3】人権尊重・男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の推進	98	【施策の内容】 性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくし、男女が個性と能力を発揮できる社会を実現するため、「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を活かした社会づくり」を基本理念とする野田市男女共同参画計画に基づく取組を推進し、意識改革を図ります。 また、女性（異性）に対するあらゆる暴力を根絶するため、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）※１による被害防止に向けた啓発を推進するとともに、シェルター※２を有効活用した相談から自立までの一貫した支援を実施します。	【施策の内容】 性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくし、男女が個性と能力を発揮できる社会を実現するため、「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を活かした社会づくり」を基本理念とする野田市男女共同参画計画に基づく取組を推進し、意識改革を図ります。 また、女性（異性）に対するあらゆる暴力を根絶するため、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）※１による被害防止に向けた啓発を推進するとともに、シェルター※２を有効活用した相談から自立までの一貫した支援を実施します。 **また、ＤＶと児童虐待は密接に関連していることから、関係機関との情報共有を強化し一体的に支援します。** ※1　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）…配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等による暴力のこと。 ※2　シェルター…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）に基づく施設で、ＤＶ被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要と認められる場合であって、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に一時保護を行う。	・ＤＶと児童虐待は密接に関連しているため追加修正。

野 田 市 総 合 計 画
後 期 基 本 計 画
（素 案）

基本目標２　生き生きとすこやかに暮らせる都市

基本目標５　市民がふれあい協働する都市

目　　次

◆序論

１　総合計画策定の考え方……2
２　総合計画の策定経緯……3
３　総合計画の目標年次……6
４　総合計画の構成と計画期間……6
５　市民意見の反映……7

◆基本構想

第１章　将来都市像……12
１　まちづくりの基本的な考え方……12
２　将来都市像……12
３　基本目標……13

第２章　将来人口と都市構造・土地利用の方向……14
１　将来人口……14
２　都市構造・土地利用の方向……14

第３章　施策の大綱……15
基本目標１　自然環境と調和するうるおいのある都市……15
基本目標２　生き生きと健やかに暮らせる都市……16
基本目標３　豊かな心と個性を育む都市……17
基本目標４　安全で利便性の高い快適な都市……18
基本目標５　市民がふれあい協働する都市……19
基本目標６　活力とにぎわいに満ちた都市……20

第４章　構想の実現に向けて……22

◆基本計画

第１章　計画の前提条件……24
１　将来人口……24
１）総人口
２）年齢別構成
２　財政の見通し……25
１）歳入の見通しについて
２）歳出の見通しについて
３）財政調整基金の見通しについて
４）市債残高の見通しについて

３　都市構造・土地利用の方向……28
１）都市構造を支える交通ネットワークの形成
２）自然と調和のとれた市街地の形成及び緑地等の保全
３）４つの核の形成

第２章　施策の展開方向……32
基本目標１　自然環境と調和するうるおいのある都市……32
基本方針１　自然環境の保全・再生・利活用の推進
基本方針２　循環型社会の推進
基本方針３　生活環境の整備
基本目標２　生き生きと健やかに暮らせる都市……44
基本方針１　支え合いによる福祉のまちづくりの推進
基本方針２　子どもの健全育成と子育て環境の充実
基本方針３　健康づくりの推進と地域医療の充実
基本目標３　豊かな心と個性を育む都市……59
基本方針１　質の高い学校教育の実現
基本方針２　生涯学習や郷土愛を育む学習の推進
基本方針３　国際交流の推進
基本目標４　安全で利便性の高い快適な都市……71
基本方針１　防犯・防災対策の推進
基本方針２　安全で快適な都市基盤の整備
基本方針３　公共交通の充実
基本目標５　市民がふれあい協働する都市……86
基本方針１　協働によるまちづくりの推進
基本方針２　情報発信・共有の充実
基本方針３　人権尊重・男女共同参画社会の推進
基本目標６　活力とにぎわいに満ちた都市……95
基本方針１　地域産業の振興
基本方針２　観光・イベントの振興
基本方針３　定住の促進

第３章　重点プロジェクト……109
プロジェクト１　自然と共生するまちづくり……110
プロジェクト２　高齢者や障がい者にやさしいまちづくり……112
プロジェクト３　子育てがしやすく豊かな心と個性を育むまちづくり……114
プロジェクト４　誰もが健康に暮らせるまちづくり……116
プロジェクト５　安全で魅力あふれるまちづくり……118
プロジェクト６　交通の利便性が高いまちづくり……120
プロジェクト７　市民がふれあい協働するまちづくり……122
プロジェクト８　活力とにぎわいに満ちたまちづくり……124

第４章　計画の実現に向けて……126

◆資料

資料１　野田市総合計画審議会条例……128
資料２　野田市総合計画審議会諮問書……129
資料３　野田市総合計画審議会答申書……130
資料４　野田市総合計画審議会委員名簿……131
資料５　策定経過……132

基本目標２　生き生きと健やかに暮らせる都市

●基本方針１　支え合いによる福祉のまちづくりの推進

１）市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
17	誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり	◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進
18	高齢者の社会参画・交流の促進	◎高齢者の生きがいづくり
19	高齢者の福祉の推進	
20	高齢者の生活支援の充実	◎高齢者福祉サービスの充実
21	高齢者の介護の充実	◎介護保険事業の充実
22	心のバリアフリー、ノーマライゼーションのまちづくり	◎障がい者福祉の充実
23	誰もが安心して自立的に生活できる支援の充実	◎市民生活の安定と自立の促進

２）基本方針

少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の変化、地域コミュニティの希薄化等により、地域社会のつながりや相互扶助の機能低下、孤独死、虐待、ひきこもり等の社会問題が顕在化しています。一方で、従来からの民生委員・児童委員や社会福祉協議会等による支援が継続して行われており、近年ではＮＰＯやボランティア団体等による支援活動が大きな役割を果たしています。誰もが安心して地域生活を送ることができるように、「心のバリアフリー」の意識の醸成を図るとともに、地域の支え合いによって安心できるまちづくりを進めます。

高齢化が急激に進む中、高齢者が地域で自立して暮らし続けるための福祉サービスや介護保険事業の充実、市民一人一人が自らの健康の維持増進に取り組むための支援が課題となっており、きめ細かな対応が求められています。加えて、元気な高齢者の社会参画や生きがいづくり等を促進させ、社会保障費の増大を抑制していく視点も重要です。

障がい者の自立した日常生活と社会参加を促進させるために、公共空間等、情報面や物理面、制度面、心理面等様々な分野における障がい（バリア）を取り除くとともに、誰もが使いやすい環境づくり（ユニバーサルデザイン※1）を推進します。また、市民一人一人が障がいを自分自身の問題として捉え、お互いに支え合う意識の醸成と実践を促進します。

市民の誰もが不測の事態に対応できるように、社会的な保護が得られる環境の充実を図る必要があります。特に、社会的な変化が大きく、景気の先行きが不透明な状況においては、低所得による生活困窮者の福祉の充実と自立支援が重要な課題となっていることから、生活保護世帯への就労支援の一層の推進や、適正な給付を行います。

※1 ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

3）施策の体系

基本方針	施　策	主な事業
■支え合いによる福祉のまちづくりの推進	◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進	・地区社会福祉協議会活動の推進 ・地域福祉の推進 ・福祉のまちづくり運動の推進 ・福祉のまちづくり講座の開催 ・孤立死防止対策の推進 ・総合福祉会館の活用
	◎高齢者の生きがいづくり	・コミュニティ活動の推進 ・シルバー人材センターの充実 ・雇用促進奨励金の交付 ・市民の学習活動への環境整備
	◎高齢者福祉サービスの充実	・買物弱者対策 ・高齢者福祉サービスの適切な提供
	◎介護保険事業の充実	・市民への介護情報の提供強化 ・在宅サービスの適切な提供 ・介護サービスの適切な提供 ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ・地域包括支援センターの設置及び運営 ・在宅医療、介護連携の推進 ・認知症高齢者に係る施策の推進 ・介護保険制度の円滑な運営 ・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進
	◎障がい者福祉の充実	・雇用促進奨励金の交付 ・障がい者職場実習奨励金の支給 ・若年者等トライアル雇用奨励金の支給 ・障がい者相談支援事業 ・自立生活の支援 ・施設整備・利用の促進 ・障がい特性の理解促進 ・社会参加の促進 ・障がい福祉サービス（介護給付） ・各種補助・手当の支給 ・社会福祉法人への支援 ・障がい児支援の充実 ・障がい福祉サービス（訓練等給付） ・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進
	◎市民生活の安定と自立の促進	・生活困窮者の生活安定と自立の促進

4）施策の内容

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

高齢化が急速に進む中で、高齢者や障がい者を取り巻く環境は更に厳しい状況となることが予想されるため、市民一人一人が、それぞれの生き方を尊重し、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れたまちで、地域と関わりながら、充実した生活を送ることができるよう配慮していくことが重要となります。

特に近年は、地域の結び付きが希薄化しており、地域で孤立することなく見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけること、また、ひとり暮らしの高齢者ばか

りでなく、制度の隙間に取り残されている人も含め、何らかの課題を抱えている人々を発見し、地域社会の中に受け入れ、支援していくことが重要です。

そのため、市民や行政、地域がそれぞれの役割の中で、人格と個性を尊重し合いながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉の分野にとどまることなく、様々な分野が関わる横断的な取組による地域共生社会の実現へ向けて、重層的支援体制を整備するとともに、高齢者や障がい者等に配慮したやさしいまちづくりを推進します。

また、地域における福祉活動を充実するためには、市内全域で組織された地区社会福祉協議会やＮＰＯ・ボランティア活動等を始めとした市民の幅広い協働※1が重要であることから、啓発事業のみならず福祉のまちづくりを推進する人材育成を図り、あらゆる世代が福祉を取り巻く様々な問題を共通の課題として認識し、世代を超えた信頼関係の中で、それぞれの分野・立場に応じた役割を担い、相互に連携し、地域ぐるみの取組を行います。

さらに、社会福祉協議会の機能強化を図りつつ、総合的な福祉活動の拠点としての総合福祉会館の積極的な利用促進とともに、市民自らの取組も含めた多様な福祉活動の充実・強化を図ります。

【主な事業】

- 地区社会福祉協議会活動の推進
- 地域福祉の推進
- 福祉のまちづくり運動の推進
- 福祉のまちづくり講座の開催
- 孤立死防止対策の推進
- 総合福祉会館の活用

【関連する野田市の計画】

- 野田市地域福祉計画

【市民等に期待される役割】

- 地区社会福祉協議会の地域福祉活動への理解と積極的な参加

◎高齢者の生きがいづくり

高齢化が急速に進む中、高齢者の生きがいづくりの推進は、社会参加を通して閉じ籠もりの防止、健康づくり、地域貢献につながるなど、高齢者のみならず、地域社会や住民にとっても重要な施策であることから、コミュニティ活動の場の確保や支援、雇用の確保等に努めてきました。

新型コロナウイルス感染症により、今後は「新しい生活様式」を日常生活に取り入れながら高齢者の増加や意識の多様化に対応し、高齢者と社会とのつながりを確保するための施策を展開する必要があります。

このため、デジタル社会の変化に取り残されることがないよう高齢者が安全にインターネットを利用し、安心して日常生活を送るための施策の推進を図ります。

※1 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

また、少子高齢化が急速に進展し、人口減少や社会保障制度が見直される中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、生涯現役社会の実現に向けた就労支援を推進します。

さらに、高齢者が地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、「新しい生活様式」を取り入れながら、ボランティア活動等を通じた市民協働の仕組みづくり等を推進します。

【主な事業】

- コミュニティ活動の推進
- シルバー人材センターの充実
- 雇用促進奨励金の交付
- 市民の学習活動への環境整備

【関連する野田市の計画】

- 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）

【市民等に期待される役割】

- コミュニティ活動や世代間交流への理解と積極的な参加
- 積極的な高齢者の雇用及び活用

◎高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や住まいで生き生きと暮していくためには、在宅における高齢者福祉サービスの充実が重要です。今後、更に独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、利用者のニーズに応じた生活支援サービスの拡充が必要となります。

スーパーマーケット等の撤退により、日常生活圏に買物ができる場所がなく、かつ、移動のための交通手段を持たないために買物弱者となっている市民が増えている状況を踏まえ、移動販売事業やインターネットを利用できない市民が電話等で宅配や配達、配食等のサービスを受けられる買物支援サービス事業者の拡充と当該サービスを提供する買物支援推進店の周知を図ります。

また、在宅での自立支援をサポートするため、必要な高齢者福祉サービスの展開を図ります。

【主な事業】

- 買物弱者対策
- 高齢者福祉サービスの適切な提供

【市民等に期待される役割】

- 高齢者福祉サービスへの理解と適切な活用

◎介護保険事業の充実

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送るためには、将来にわたって安定した介護保険事業の運営が必要です。

平成 26 年の法改正は、介護保険制度を維持するため、予防給付における通所介護、訪問介護の市町村事業化等が実施され、介護の社会化を進めることを目的に創設された介護保険制度の流れに逆行するものとなっており、現在もこの問題を内包したまま制度が運用されています。

野田市では、これまで法制度に従い、介護サービスの適切な提供、地域包括支援センターの設置運営、認知症施策、介護予防等に取組み、介護保険制度の円滑な運営を行ってきましたが、平成 26 年の法改正により、国の保険給付の縮小により市町村の事業や役割が増加し、市が実施するサービス水準をいかに維持するかが課題となっていることから、引き続き、機会を捉えて、市町村の取組を支援するための情報提供や支援体制の確立や必要な財源を国の責任で確保することを要望するとともに、サービス水準維持のための弾力的な事業の実施を国に求めていく必要があります。

これまでの施策に加え、平成 29 年度より「介護予防 10 年の計」として長期的な視点で一般介護予防事業を刷新し、「シルバーリハビリ体操」「のだまめ学校」「えんがわ」「市民ボランティアの育成」「介護予防サポート企業」「広報戦略」の六つの戦略を柱とした事業に積極的に取組むことで、健康寿命が延伸し、元気な高齢者が増え、要介護・要支援者の少ないまちづくりを進めていきます。さらに、地域包括ケアシステム[※1]や推進の核となる地域包括支援センターについて、市民の皆さんに相談窓口として知っていただき、気軽に利用していただこうと、令和３年４月から愛称を「高齢者なんでも相談室」にするとともに、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進及び高齢者虐待防止等に対応するための体制強化など、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし、安心できる生活を継続できるよう、介護、生活支援、介護予防、権利擁護等に係る介護保険事業の充実を図ります。

【主な事業】

- 市民への介護情報の提供強化
- 在宅サービスの適切な提供
- 介護サービスの適切な提供
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 地域包括支援センターの設置及び運営
- 在宅医療、介護連携の推進
- 認知症高齢者に係る施策の推進
- 介護保険制度の円滑な運営
- 野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進

【関連する野田市の計画】

- 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）

※1 地域包括ケアシステム…介護や支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。介護サービス事業者、医療機関、行政だけでなく、地域住民やボランティア、ＮＰＯ法人など、様々な地域資源を活かしながら、地域全体で高齢者を支えていくことを目指す。

【市民等に期待される役割】

・介護保険制度への幅広い理解と適切な活用

◎障がい者福祉の充実

障がいのある人やその家族を取り巻く環境及び制度の見直し等の社会情勢の著しい変化に対応しながら、障がいのある人が地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合う「心のバリアフリー」を目指します。

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業の推進、障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化、各種の障がい福祉サービスに係る給付、福祉施設から地域生活への移行や、就労支援及び障がい児支援といった課題の対応に取り組みます。多様な障がい特性に対する理解を深めるための取組、差別の解消、虐待の防止、円滑な意思疎通支援に取り組み、地域共生社会を推進します。

さらに、障がい児支援に係る給付のほか、医療的ケア児に対して適切な支援が提供できるよう支援体制づくりを推進します。

【主な事業】

・雇用促進奨励金の交付
・障がい者職場実習奨励金の支給
・若年者等トライアル雇用[※1]奨励金の支給
・障がい者相談支援事業
・自立生活の支援
・施設整備・利用の促進
・障がい特性の理解促進
・社会参加の促進
・障がい福祉サービス（介護給付）
・各種補助・手当の支給
・社会福祉法人への支援
・障がい児支援の充実
・障がい福祉サービス（訓練等給付）
・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進

【関連する野田市の計画】

・野田市障がい者基本計画
・野田市障がい福祉計画
・野田市障がい児福祉計画

[※1] トライアル雇用…常用雇用の推進を目的とした、一定期間の試行的な雇用

【市民等に期待される役割】

・障がい者の社会参加や自立への理解と協力
・積極的な障がい者の雇用

◎市民生活の安定と自立の促進

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要とされ、生活困窮者に対する支援を充実することが重要な課題となっています。

そのため、生活保護に至る前の自立支援の強化を図るため、生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえ、継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築し、全ての市民が生涯にわたり、健康で安定した生活が送れるよう、生活困窮者に対する支援の充実を推進します。

また、生活保護受給者については、関係機関との連携を図りながら、多様な状況に応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、稼働能力の程度に応じた就労支援を促進するなど、世帯の自立を図るよう生活保護の適切な活用を図ります。

【主な事業】

・生活困窮者の生活安定と自立の促進

【関連する野田市の計画】

・野田市地域福祉計画

【市民等に期待される役割】

・生活困窮者の生活安定と自立促進への理解と協力

5）指標・目標値

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値（平成25年度）	目標値（令和12年度）
福祉のまちづくり講座の開設数	人材育成の観点から福祉のまちづくり講座を開設する公民館の数	0館	10館

◎高齢者の生きがいづくり

指標	指標の説明	基準値（平成25年度）	目標値（令和12年度）
ボランティア養成講座の開設数	市民との協働の観点からボランティア養成講座を開設する公民館の数	2館	10館

◎介護保険事業の充実

指標	指標の説明	基準値（平成25年度）	目標値（令和12年度）
認知症サポーター養成者数（累計）	認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを育成するため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える、認知症サポーター養成講座を開催します。	1,446人	4,900人

◎障がい者福祉の充実

指標	指標の説明	基準値（平成25年度）	目標値（令和12年度）
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（累計）	地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者について、日中は生活介護や自立訓練事業等を利用しながら、グループホーム等に居住する地域生活へ移行していくことを推進します。	22人	73人
福祉施設から一般就労への移行者数	障がい者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、就労支援の充実を図ります。	11人	36人

●基本方針２　子どもの健全育成と子育て環境の充実

１）市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
24	子どもの健全育成の推進	◎子どもの健全育成の推進
25	子育て環境の充実	◎安心できる子育て環境の整備
26	子どもの保育環境の充実	

２）基本方針

ライフスタイルの多様化や女性の社会進出等に伴う未婚化、晩婚化、晩産化が進行しています。また、景気の先行きが不透明な社会情勢の中で、就業、所得の将来への不安感、子育てへの負担感等も増大しており、少子化は今後も続くことが予想されます。

そのため、若い世代が、仕事と家庭を両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められていることから、子育て中の親が安心して働くことのできる環境整備や、保育環境の充実を図ります。また、ひとり親家庭に対する支援の充実や子どもの健全育成に向けて、地域が一体となって子どもの育成に関わることのできる仕組みづくりを進めます。

３）施策の体系

基本方針	施　策	主な事業
■子どもの健全育成と子育て環境の充実	◎子どもの健全育成の推進	・地域における子育て支援サービスの充実 ・子育て支援の充実 ・学童保育サービスの充実
	◎安心できる子育て環境の整備	・ひとり親家庭への支援 ・子育て支援の充実 ・多様な保育サービスの充実 ・保育所の耐震補強 ・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進 ・学童保育サービスの充実 ・障がい児支援の充実 ・民間賃貸住宅居住支援事業
	◎幼児教育・保育の推進	・幼児教育・保育の無償化の影響等をふまえた教育・保育の推進 ・待機児童ゼロに向けた多様な保育サービスの充実 ・発達支援の役割としての公立幼稚園の活用

４）施策の内容

◎子どもの健全育成の推進

子どもたちが遊びを通して自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流や相談ができる場として、さらには、子

どもたちの体験活動を市民が支え多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点となる施設として新しい子ども館（野田市立児童センター）を整備します。運営については、常に利用者ニーズを把握し、事業検証を行い、運営に反映させるなど、市民主体の運営を目指します。

また、児童が人との関わりを通じて人間関係の形成や社会性を学び、健全に育つことを目的として、地域支援センターや子育てサロンによるサークル、相談、講習等の事業や保育所における園児と地域の高齢者とのふれあい事業を継続します。

なお、放課後における学童保育所の過密化解消や保育の質の向上など運営の充実を図ります。

【主な事業】

・地域における子育て支援サービスの充実
・子育て支援の充実
・学童保育サービスの充実

【関連する野田市の計画】

・野田市エンゼルプラン
・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）

【市民等に期待される役割】

・子育て支援サービスへの理解と適切な活用
・地域で担う子育て支援意識の高揚

◎安心できる子育て環境の整備

少子化や核家族化、女性の社会進出を背景に、子育て支援、保育サービスの効果的な提供が求められています。

そのため、平成 27 年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て新制度の下で、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を目指します。

学童保育所や地域子育て拠点事業（支援センター、サロン）等を子ども・子育て新制度の枠組みを活用しながら充実を図ります。

「ひとり親家庭支援」については、これまでの母子・父子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援を継続します。また、意識調査の結果から、自立に向け資格取得を希望する割合が多かったことから、資格取得に係る支援の充実を図ります。また、ひとり親家庭等に対する家賃等の費用の一部助成、入居の支援等を行い、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。

児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点において、18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけるため、機能の充実を図ります。

引き続き、あらゆる虐待を防止するための対策を推進します。

【主な事業】

・ひとり親家庭への支援
・子育て支援の充実
・多様な保育サービスの充実
・保育所の耐震補強
・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進
・学童保育サービスの充実
・障がい児支援の充実
・民間賃貸住宅居住支援事業

【関連する野田市の計画】

・野田市エンゼルプラン
・野田市男女共同参画計画
・人権教育・啓発に関する野田市行動計画
・野田市地域福祉計画
・野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱
・野田市障がい児福祉計画
・野田市障がい者基本計画
・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）
・野田市行政改革大綱

【市民等に期待される役割】

・多様な保育サービスの活用

◎幼児教育・保育の推進

未就学児の人口の減少傾向において、幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加しているため、既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力により必要な施設の整備を進めます。

一方で、幼稚園での教育を希望する共働き家庭もあることなど、多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、多様な事業形態での教育・保育給付を推進します。

また、発達の支援を要する子の受入については、私立幼稚園への環境整備を推進するとともに、受け皿の役割としての公立幼稚園の活用を実施します。

【主な事業】

・幼児教育・保育の無償化の影響等をふまえた教育・保育の推進
・待機児童ゼロに向けた多様な保育サービスの充実
・発達支援の役割としての公立幼稚園の活用

【関連する野田市の計画】

・野田市エンゼルプラン

5）指標・目標値

◎子どもの健全育成の推進

指標	指標の説明	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （令和１２年度）
地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内８つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を図ります。	101,666 人 （69,756 人） ※（　）内は子ども館利用者数	191,700 人 （159,800 人） ※（　）内は子ども館利用者数

◎安心できる子育て環境の整備

指標	指標の説明	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （令和１２年度）
保育所待機児童数（入所保留者を含む。）	求職中や居住地付近に入所枠がある保育所を希望しないで入所保留となっている方等を含めた保育所待機児童の解消を図ります。	172 人 （平成 26 年４月１日現在）	０人
過密学童保育所（利用者一人当たりの面積 1.65 ㎡以下）の数	小学校区の単位で過密化している学童保育所について、新規施設の設置により、過密化の解消を図ります。	４か所	０か所

●基本方針３　健康づくりの推進と地域医療の充実

１）市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
27	高齢者の健康づくりの推進	◎市民の健康づくりの推進
28	市民の健康づくりの推進	
29	地域の医療体制の充実	◎地域医療体制の充実
30	母子の医療環境の充実	◎母子保健・医療の充実
31	母子医療の充実	
32	高齢者の医療環境の充実	◎高齢者医療の充実
33	障がい者のための医療の充実	◎障がい者医療の充実

２）基本方針

日本人の平均寿命が延びている一方で、高齢化に伴い、悪性新生物（がん）、脳血管疾患（脳卒中）、心疾患（心臓病）、糖尿病等の生活習慣病の患者数の増加が懸念されており、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが求められています。

急速に高齢化が進んでいる中で、市民の健康寿命の延伸を図ることは、市民一人一人にとって重要な課題となっています。そのため、スポーツや食生活改善等による健康増進や疾病予防、介護予防等に関する施策に引き続き取り組むことにより、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減を図ります。また、食事は健康な体づくりのための重要な要素であることから、特に子どもを含めた若年層の健全な食生活に向けた取組を進めます。

少子高齢化の急速な進行、非正規雇用の増加等雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、小児医療、障がい者医療、高齢者医療等への多様なニーズに対応可能な医療体制の充実が求められています。そのため、かかりつけ医や在宅医療、介護サービスの充実を含めて、住み慣れた場所で自分らしい生活を送ることができる環境を整備します。また、各医療機関が救急時に円滑に連携を図ることができるように、24 時間体制による２次救急医療体制の確保を中核とした救急医療体制の整備を図ります。

３）施策の体系

基本方針	施　策	主な事業
■健康づくりの推進と地域医療の充実	◎市民の健康づくりの推進	・市民への啓発・ＰＲの強化 ・健康スポーツポイント事業の拡充 ・一般介護予防事業の推進 ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実 ・各種がん検診の実施 ・健康診査・生活習慣改善指導の実施 ・健康づくりフェスティバル事業の推進 ・健康づくり推進計画 21 の推進 ・食育の推進 ・新型インフルエンザ等対策行動計画の推進 ・感染症予防対策の実施 ・エイズ予防対策の推進 ・食品衛生に対する正しい知識の普及

基本方針	施　策	主な事業
■健康づくりの推進と地域医療の実	◎地域医療体制の充実	・市民への医療情報の提供強化 ・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進 ・救急医療体制の充実 ・関係機関との連携強化 ・24 時間救急医療体制の維持強化 ・災害医療体制の整備 ・献血事業の推進
	◎母子保健・医療の充実	・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化 ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実 ・乳幼児健康診査の充実 ・不妊及び不育症治療費等助成の実施 ・子ども医療費助成制度の拡充 ・救急医療体制の充実 ・子育て支援の充実
	◎高齢者医療の充実	・在宅医療、介護連携の推進
	◎障がい者医療の充実	・重度障がい者医療費助成の実施 ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実 ・乳幼児健康診査の充実 ・発達障がいの疑いの児に対する早期診断体制の充実

4）施策の内容

◎市民の健康づくりの推進

安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが重要です。現代社会では、生活習慣や食生活の変化、ライフスタイルの多様化等に伴いがんや糖尿病等の生活習慣病が増加しています。このため、各種がん検診、特定健康診査等の受診率の向上を図るとともに、メタボリックシンドローム※1やロコモティブシンドローム※2の予防等の生活習慣や食生活の改善を図るための各種施策を実施します。

また、健康スポーツポイント事業の拡充を中心とした健康づくりやのだまめ学校などの介護予防に係る施策を推進します。

令和２年からまん延している新型コロナウイルス感染症に対しても、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じるとともに、その他の感染症も含め感染症予防対策を実施します。

今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、なお一層市民の健康意識の高揚に努め、更なる健康づくりの支援を行います。

【主な事業】

・市民への啓発・ＰＲの強化
・健康スポーツポイント事業の拡充
・一般介護予防事業の推進

※1 メタボリックシンドローム…内臓脂肪症候群といい、腹部の周りに脂肪がつく内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常といった生活習慣病の危険因子を併せ持っている状態のこと。

※2 ロコモティブシンドローム…運動器症候群といい、骨、関節、筋肉、神経などの運動器の衰えや障がいにより要介護リスクの高い状態になること。

・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実
・各種がん検診の実施
・健康診査・生活習慣改善指導の実施
・健康づくりフェスティバル事業の推進
・健康づくり推進計画 21 の推進
・食育の推進
・新型インフルエンザ等対策行動計画の推進
・感染症予防対策の実施
・エイズ予防対策の推進
・食品衛生に対する正しい知識の普及

【関連する野田市の計画】

・野田市健康づくり推進計画 21
・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）
・野田市男女共同参画計画
・野田市国民健康保険特定健康診査等実施計画
・野田市国民健康保険データヘルス計画
・野田市エンゼルプラン
・野田市食育推進計画
・野田市歯科口腔保健計画
・野田市新型インフルエンザ等対策行動計画

【市民等に期待される役割】

・健康づくりに対する意識の高揚
・疾病予防や健康づくりへの努力
・各種サービスの活用
・感染症予防や公衆衛生に関する正しい理解

◎地域医療体制の充実

全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、多様化し増加する医療需要に対処できるよう、市民に身近で安心できる医療体制の充実に努める必要があります。

そのため、医療機関の役割分担と連携の強化を図り、かかりつけ医※1の定着（身近にかかりつけ医を持つこと）やかかりつけ医からの紹介で２次医療※2を担う市内の病院が患者を受け入れる体制の確保、３次医療※3を担う病院との連携等、地域医療連携の推進を図り、地域医療体制の充実に努めます。

また、これまで、夜間や、休日の急な病気やケガにも対応できるよう、24 時間体制による２次救急医療体制の確保を中核とした救急医療体制の整備を図ってきましたが、今後も体制の維持強化を図ります。

さらに、将来起こり得る新たな感染症のまん延を含む大規模災害から市民の生命と健康を守るため、関係機関と連携して災害医療体制を整備します。

※1 かかりつけ医…身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができ、病状に応じて適切な医療機関を紹介するなどの役割を担う医師
※2 ２次医療…入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院
※3 ３次医療…２次医療機関で対応できない重篤な患者に対応する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院

【主な事業】

・市民への医療情報の提供強化
・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進
・救急医療体制の充実
・関係機関との連携強化
・24 時間救急医療体制の維持強化
・災害医療体制の整備
・献血事業の推進

【関連する野田市の計画】

・野田市健康づくり推進計画 21
・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）
・野田市歯科口腔保健計画
・野田市エンゼルプラン

【市民等に期待される役割】

・地域医療体制や救急医療体制の在り方についての理解

◎母子保健・医療の充実

子どもの健康の保持・増進を図るため、関係機関との連携や妊産婦・新生児相談・訪問指導や各種健康診査の充実を図っています。また、子どもの急病に対応するため、24 時間救急医療体制による小児科診療を行っています。さらに、子どもを望む夫婦への不妊及び不育症の治療等費用を助成することによって、妊娠及び出産を経済的にも支援します。

子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校 3 年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、令和 2 年 8 月診療分から、未就学児までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っています。

子ども医療費助成の対象年齢や無料化の拡大については、野田市の将来を担う子どもたちや、その保護者から実施が望まれていることから、今後も拡充を図ります。

今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、更なる子どもの健康の保持・増進に努め、母子保健・医療の充実を図ります。

【主な事業】

・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化
・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
・乳幼児健康診査の充実
・不妊及び不育症治療費等助成の実施
・子ども医療費助成制度の拡充
・救急医療体制の充実
・子育て支援の充実

【関連する野田市の計画】

・野田市男女共同参画計画
・野田市エンゼルプラン
・野田市健康づくり推進計画 21
・野田市食育推進計画
・野田市歯科口腔保健計画
・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）

【市民等に期待される役割】

・訪問指導や健康診査の適切な活用
・医療費助成の活用

◎高齢者医療の充実

介護保険法の改正により在宅医療・介護連携推進事業が創設され、医療と介護の双方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住民に身近な市町村が中心となって、国と都道府県の支援の下、地域の医師会と連携しつつ在宅医療・介護連携の推進に取り組むこととされました。

そのため、医師会や介護事業者等と連携して 24 時間在宅診療・介護提供体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような在宅医療・介護連携推進事業を推進し、高齢者医療の充実を図ります。

【主な事業】

・在宅医療、介護連携の推進

【関連する野田市の計画】

・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）

【市民等に期待される役割】

・各種サービスの活用

◎障がい者医療の充実

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見のため、妊産婦・新生児訪問指導、各種健康診査等の保健施策を推進するとともに、障がい者の疾病や負傷に係る医療費負担の軽減を図ります。また、発達障がいの疑いのある児の診断を早期に行えるよう、市内の医療機関と連携を図り、早期診断体制を構築します。

【主な事業】

・重度障がい者医療費助成の実施
・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
・乳幼児健康診査の充実
・発達障がいの疑いの児に対する早期診断体制の充実

【関連する野田市の計画】

・野田市エンゼルプラン
・野田市男女共同参画計画
・野田市歯科口腔保健計画

【市民等に期待される役割】

・医療費助成の活用

5）指標・目標値

◎市民の健康づくりの推進

指標	指標の説明	基準値（平成25年度）	目標値（令和12年度）
がん検診受診率 ・胃がん ・肺がん ・子宮がん ・乳がん ・大腸がん	がん検診の対象者のうち、実際に受診した者の割合	 19.8% 29.8% 32.0% 38.4% 37.1%	 46% 52% 59% 60% 57%

◎母子保健・医療の充実、障がい者医療の充実

指標	指標の説明	基準値（平成25年度）	目標値（令和12年度）
乳児家庭訪問の実施率	生後２か月児に対して実施している家庭訪問の実施率	92.4%	100%
乳幼児健康診査の受診率 ・１歳６か月児 ・３歳児	１歳６か月児、３歳児健康診査を受診した者の割合	 96.7% 89.8%	 100% 100%

基本目標５　市民がふれあい協働する都市

●基本方針１　協働によるまちづくりの推進

１）市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
73	市政やまちづくりへの市民参加を促進させる仕組みづくり	◎市民参加を促進する仕組みづくり
74	協働の仕組みづくりの推進	◎協働の仕組みづくりの推進
75	地域の支え合いによるまちの活性化	◎互いに支え合う地域づくりの推進
76	心のバリアフリーを大切にした支え合いの促進（高齢者、障がい者、子育て世代への支援の充実）	
77	災害等の不測の事態に備えた普段のコミュニケーションの促進	
78	市民のふれあい、交流、情報共有等の拠点づくり	◎ふれあい、交流の拠点づくり
79	自治会を核としたコミュニティの強化	◎地域コミュニティの強化

２）基本方針

多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働[※1]によるまちづくりが重要です。そのため、ＮＰＯやボランティア団体等の市民団体の活動を支援し育成することを通じて、まちづくりへの市民参加意識を高め、地域の主体が自主的・自発的に取り組むまちづくりをより一層推進します。

核家族世帯や高齢者世帯の増加等により、家庭内や地域でのつながり、支え合いが失われつつあります。地域住民と民生委員や自治会等が連携し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域社会とのつながりや支援が特に必要な市民を見守り支えていくとともに、災害等の不測の事態に備えて日頃からのコミュニケーションの活性化を図るなど、互いに支え合う地域づくりを推進します。

個々の意識の変化によるライフスタイルの多様化に伴い、自治会加入者が減少傾向にあるなど、地域コミュニティの衰退が懸念されています。各地区における自治会等を核とした地域コミュニティにおいては、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりを図ることが重要です。そのため、必要な情報や知識の提供、活動拠点や交流の場の提供等により、地域の意見交換や活動の機会を充実させるとともに、コミュニティ活動に関する相談、支援等の体制を整備し、地域コミュニティづくりを積極的に支援します。

※1 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

3）施策の体系

基本方針	施　策	主な事業
■協働によるまちづくりの推進	◎市民参加を促進する仕組みづくり	・市民参加手法の検討 ・住民投票制度の運用 ・パブリック・コメント手続の運用 ・審議会等の公募委員の拡充 ・市民活動団体への支援
	◎協働の仕組みづくりの推進	・「市長への手紙」及び「市政メール」の活用 ・「市長と話そう集会」の活用 ・「市長と話そう（手紙編）」の活用 ・市政懇談会の実施 ・地区社会福祉協議会活動の推進
	◎互いに支え合う地域づくりの推進	・防犯体制、防犯活動の推進 ・自主防災組織の育成
	◎ふれあい、交流の拠点づくり	・市民活動団体等の情報提供 ・地域における子育て支援サービスの充実
	◎地域コミュニティの強化	・自治会活動活性化の推進 ・地区集会施設整備への支援 ・多世代交流センターの設置

4）施策の内容

◎市民参加を促進する仕組みづくり

市民の声と活力をまちづくりに活かすため、市民の手によるまちづくりアイデアの募集等、市民参加の手法を検討し、市民が自主的、主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりを行い、市民参加を推進します。また、パブリック・コメント手続※1の運用及び審議会等への公募委員の拡充、住民投票制度の運用等により、市政に対する公平の確保、透明性の向上及び市民参加の促進を図り、開かれた市政運営を目指します。

加えて、介護保険法等の改正等により、ＮＰＯ法人やボランティア団体等の市民活動団体が担うべき役割が増大していることから、その担い手となる市民活動団体の育成・支援を行います。

【主な事業】

- 市民参加手法の検討
- 住民投票制度の運用
- パブリック・コメント手続の運用
- 審議会等の公募委員の拡充
- 市民活動団体への支援

【関連する野田市の計画】

- 行政改革大綱実施計画

※1 パブリック・コメント手続…市の基本的な政策等の策定等をしようとする場合において、政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、市民等から意見を求め、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続

【市民等に期待される役割】

・市民参加の機会への積極的な参加
・まちづくりの取組への積極的な参加
・まちづくりに関心を持つこと
・パブリック・コメント手続及び審議会等への公募を活用した市政への積極的な参加
・市民活動団体への積極的な参加
・市民活動団体の安定的な運営

◎協働の仕組みづくりの推進

市政懇談会等を通して、市民生活に身近で多様なまちづくりへの参加機会の充実を図ります。

【主な事業】

・「市長への手紙」及び「市政メール」の活用
・「市長と話そう集会」の活用
・「市長と話そう（手紙編）」の活用
・市政懇談会の実施
・地区社会福祉協議会活動の推進

【関連する野田市の計画】

・野田市地域福祉計画

【市民等に期待される役割】

・まちづくりの取組への積極的な参加

◎互いに支え合う地域づくりの推進

安心して住むことができる住環境づくりは、警察等の公的機関による活動のみに委ねるのではなく、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の下、市と防犯組合等が連携し、防犯まちづくりを推進します。

災害対策基本法の改正に伴い、自助、共助、公助※1の連携が明記されたことから、共助として自治会等を単位とする自主防災組織の設立を推進し、地域の防災力向上を図ります。

地域においては、市民の防災意識の高揚や自主防災組織設立等の防災体制づくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。また、野田市地域防災計画に基づき、防災訓練等を実施した場合、活動補助金を交付し、継続した防災活動の実施を推進します。

【主な事業】

・防犯体制、防犯活動の推進
・自主防災組織の育成

※1 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

【市民等に期待される役割】

・自主防犯組織への積極的な参加
・防災訓練等への積極的な参加
・自主的な防災体制づくり

◎ふれあい、交流の拠点づくり

市民活動支援センターの機能体制を強化し、ＮＰＯ等の市民活動団体に対する各種相談や支援を行うとともに、市民活動団体の課題や要望等の把握に努めます。さらに、市民活動団体の活動内容の情報を収集し、市民活動支援センターのホームページで市民活動団体が行うイベントや会員募集等の情報を発信し、市民活動団体の支援を図ります。

また、市役所と社会福祉協議会に設置したボランティア情報コーナーを活用してボランティア情報を発信します。

加えて、子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等の事業の充実により、子育て世代同士の交流促進を図ります。

【主な事業】

・市民活動団体等の情報提供
・地域における子育て支援サービスの充実

【関連する野田市の計画】

・野田市エンゼルプラン
・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）

【市民等に期待される役割】

・市民活動団体への積極的な参加

◎地域コミュニティの強化

東日本大震災を契機として、地域コミュニティの重要性が再認識されていますが、地域コミュニティの核となる自治会等への加入率が減少傾向にあります。自治会事務事業の見直しを進めるなかで、自治会の負担軽減を図るとともに、効果的な自治会活動や地区集会施設整備への支援を行い、市と自治会等が協働したまちづくりを推進します。

【主な事業】

・自治会活動活性化の推進
・地区集会施設整備への支援
・多世代交流センターの設置

【市民等に期待される役割】

・自治会活動への積極的な参加
・地域住民同士が交流を深めること

5）指標・目標値

◎市民参加を促進する仕組みづくり

指標	指標の説明	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （令和 12 年度）
審議会等の公募委員の人数	審議会等における公募委員の人数を指標に設定します。	26 人	55 人

◎互いに支え合う地域づくりの推進

指標	指標の説明	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （令和 12 年度）
自主防犯組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	100%

◎ふれあい、交流の拠点づくり

指標	指標の説明	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （令和 12 年度）
地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内 8 つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を推進します。	101,666 人 （69,756 人） ※（ ）内は子ども館利用者数	191,700 人 （159,800 人） ※（ ）内は子ども館利用者数

◎地域コミュニティの強化

指標	指標の説明	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （令和 12 年度）
自治会の加入率	自治会への加入を促進し、自治会と協働したまちづくりを推進するため、自治会の加入率を指標とします。	73.4%	81%

●基本方針２　情報発信・共有の充実

１）市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
80	市民が必要とする情報の迅速・的確な発信	◎迅速・的確な情報提供

２）基本方針

市民一人一人がまちづくりの主役として役割と責任を自覚し、主体的に参画できるようになることが重要です。そのためには、市民に役立つ情報や市の施策や事業に係る情報を市報やホームページ等を通じて迅速かつ分かりやすく発信し、市民と行政あるいは市民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図ります。

また、市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、個人情報の適切な取扱いや保護に配慮しつつ、行政運営の公開性の向上を図ります。

３）施策の体系

基本方針	施　策	主な事業
■情報発信・共有の充実	◎迅速・的確な情報提供	・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進 ・情報提供マニュアルの見直し及び活用 ・市報、ホームページ等による情報提供の充実 ・パブリシティ活動の強化 ・誰もが利用しやすいホームページの実現 ・情報公開制度の充実

４）施策の内容

◎迅速・的確な情報提供

情報通信技術や情報処理技術が急速に進展していく中で、情報通信技術の利活用促進に向けた基盤整備が重要となっていることから、携帯電話やスマートフォン、タブレットといったモバイル端末※1等を利用した情報提供を推進します。

また、公衆無線ＬＡＮ※2環境の整備の検討等により、防災情報ネットワークシステム構築に努めるとともに、公衆無線ＬＡＮを使ったインターネット接続サービスの利用で市民の積極的なコミュニティ参加を図り、情報発信や交流を通して地域の活性化につなげます。

情報の受け手に配慮した分かりやすい情報提供を目指し、情報提供マニュアルの見直しや周知の徹底を図ります。加えて、野田市が置かれている状況と市政の状況に対する市民の理解が深まるよう、情報提供マニュアルに基づき、市報、ホームページ等の充実に努めるとともに、情報化の進展に対応し、様々なメディアによる情報提供を推進します。

※1モバイル端末…携帯して利用することを想定した、小型・軽量のパソコン等のこと。
※2公衆無線ＬＡＮ…電波でデータの送受信を行うことができるよう無線通信を使用してインターネットへの接続を提供するサービスのこと。

個人情報の適切な取扱いや保護に配慮しつつ、行政運営の公開性の向上を図ることで、市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民による行政の監視と参加を一層促進し、公正で民主的な市政の発展を目指します。

【主な事業】

- 携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- 情報提供マニュアルの見直し及び活用
- 市報、ホームページ等による情報提供の充実
- パブリシティ活動※1の強化
- 誰もが利用しやすいホームページの実現
- 情報公開制度の充実

【市民等に期待される役割】

- 情報提供の充実への理解と協力
- 市報等を通じて市政に関心を持つこと
- 情報公開制度への理解と有効活用

5）指標・目標値

◎迅速・的確な情報提供

指標	指標の説明	基準値（平成25年度）	目標値（令和12年度）
市ホームページ年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814件	1,773,000件

※1 パブリシティ活動…マスメディアを通じた望ましい情報の伝達を目指し、報道機関に対してニュース素材を提供する広報活動

●基本方針３　人権尊重・男女共同参画社会の推進

１）市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
40	人権教育の推進	◎人権教育の推進
81	男女共同参画社会の推進	◎男女共同参画社会の推進

２）基本方針

人権をめぐる課題としては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等の人権課題を始め、近年においてはインターネット等による人権侵害等様々な人権問題が存在しています。そのため、幼児期からの人権意識の醸成等により、市民一人一人の人権が尊重され、偏見、差別のない明るい社会の実現を目指すとともに、男女が性別にとらわれることなくその個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

３）施策の体系

基本方針	施　策	主な事業
■人権尊重・男女共同参画社会の推進	◎人権教育の推進	・講演会等の開催 ・啓発資料の作成配布 ・隣保館事業の充実 ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進 ・企業人権教育研修の実施 ・社会人権学習講座の実施
	◎男女共同参画社会の推進	・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進 ・ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）対策の推進 ・政策・方針決定過程への女性の参画促進 ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

４）施策の内容

◎人権教育の推進

市民一人一人が尊重され、安心して暮らせる地域社会を実現するため、人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく取組を推進し、学校等の様々な場において人権教育と啓発を図ります。女性、子ども等に係る人権課題についても正しい理解と意識改革を図るため、講演会等を通じて啓発に努めます。

また、あらゆる差別の問題を扱う人権教育の充実を図り、人権尊重意識の一層の高揚に努めます。

【主な事業】
・講演会等の開催
・啓発資料の作成配布
・隣保館事業の充実
・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進
・企業人権教育研修の実施
・社会人権学習講座の実施

【関連する野田市の計画】
・野田市男女共同参画計画
・人権教育・啓発に関する野田市行動計画

【市民等に期待される役割】
・人権問題に対する正しい認識

◎男女共同参画社会の推進

性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくし、男女が個性と能力を発揮できる社会を実現するため、「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を活かした社会づくり」を基本理念とする野田市男女共同参画計画に基づく取組を推進し、意識改革を図ります。

また、女性（異性）に対するあらゆる暴力を根絶するため、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）※1による被害防止に向けた啓発を推進するとともに、シェルター※2を有効活用した相談から自立までの一貫した支援を実施します。

また、ＤＶと児童虐待は密接に関連していることから、関係機関との情報共有を強化し一体的に支援します。

【主な事業】
・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進
・ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）対策の推進
・政策・方針決定過程への女性の参画促進
・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

【関連する野田市の計画】
・野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱
・野田市男女共同参画計画

【市民等に期待される役割】
・男女共同参画社会実現のための取組への理解と協力

※1 ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）…配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等による暴力のこと。
※2 シェルター…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）に基づく施設で、ＤＶ被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要と認められる場合であって、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に一時保護を行う。

5）指標・目標値

◎人権教育の推進

指標	指標の説明	基準値 （平成25年度）	目標値 （令和12年度）
自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合	人権尊重社会実現のために「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」に基づいて人権教育を推進し、人権侵害の減少を図ります。	27.7%	26%
人権尊重のためには人権に対する正しい知識を身に付けることが重要と考える市民の割合	人権教育を推進することで、お互いの人権を尊重するためには、人権に対する正しい知識を身に付けることが重要であるとの理解を深めます。	28.8%	31.5%
社会人権学習講座の参加者数	公民館、福祉会館を会場に実施する社会人権学習講座参加者数	公民館 78人 福祉会館 139人	公民館 120人 福祉会館 150人

◎男女共同参画社会の推進

指標	指標の説明	基準値 （平成25年度）	目標値 （令和12年度）
審議会等における女性委員の登用率	政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るため、審議会等における女性委員の登用率を高めるよう取り組みます。	45%	50%

2022年4月5日

協働によるまちづくりを推進するには！

２１世紀の初頭の我が国では、社会の成熟化を背景にして、ボランティアやＮＰＯ等が主体となる市民公益活動の台頭が次第に勢いを増している。今後は、地域社会における様々な課題の解決に向けて、これら「民」の知恵・知識・力を市民参加と協働という形で取り入れていく仕組みを構築していかなければならない。

1. 自治基本条例に関して

2012 年 12 月、「野田市を良くする市民の会」は「野田市自治基本条例」の素案を作成しました。そして、根本元市長に制定を提言しましたところ、元市長の指示で勉強会が始まりました。当時総務部長以下総務次長、課長そして企画調整課長、財政課長と当会のメンバーの参加だったと思います。勉強会は概ね 2 年半続きました。その結果、野田市では自治基本条例の制定は時期尚早、確か、制定しても自治基本条例に基づいて市政を運営するのは難しいとの判断だったと思います。素案には、第 2 章に「市民参加と協働」が記されていますので、参考までに一部紹介します。

第２章　市民参加と協働

第７条（市民参加の権利）

市民等は、構想の段階から市政に参加する権利を有します。

第８条（市民参加の保障）

市長等及び議会は、市民等が市政に参加する権利を保障しなければなりません。

２．市長は、市政の重要事項を定める計画や条例の立案にあたっては、意思形成の過程から案の決定そしてその評価に至るまでの手続き、必要な情報の作成及び公開、市民参加の方法などを明らかにしなければなりません。

３．前項に規定する市民参加の推進に関する原則を具現するため、市民参加の推進に関する条例を別に定めます。

４．市長等及び議会は審議会・会議等、本会議・委員会等への市民の傍聴を保障し、傍聴者に発言の機会を設けなければなりません。

第９条（市民投票）

市長及び議会は、重要な政策の選択に市民の意思を的確に反映させるため、常設の市民投票条例を別に定めます。

２．市長及び議会は、市民投票の投票結果を最大限尊重しなければなりません。

第１０条（行政手続）

市長等は、市民の権利と利益を保護するため、行政処分及び指導そして届出に関する基準及び手続を定めて、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

２．前項の規定を具現するための必要な事項は、行政手続に関する条例を別に定めます。

第１１条（協働のまちづくり）

市長等は、市民等との協働を基本として市政を行わなければなりません。

２．市長等は、市民等との協働によるまちづくりを推進するため、市民活動に資する環境整備及び必要な支援を行わなければなりません。

３．市長等は、市民等が情報を共有し、意見を交換し、積極的に参加及び意思形成が図られるよう、その機会の保障に努めなければなりません。

第１２条（コミュニティ活動）

市長等及び議会は、市民等のコミュニティ活動が市民自治に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限尊重しなければなりません。

２．市長等は、コミュニティの主体性を考慮しつつ、コミュニティ活動に必要な施設等の環境整備及び必要な支援を行います。

３．市長等は、コミュニティ活動に必要な公共施設が市民参加を基本とする管理運営が行われるよう、努めなければなりません。

４．コミュニティ活動に必要な事項は、別に条例で定めます。

第１３条（市民提案）

市民等は、政策に関する意見を市長等に提案する権利を有します。

２．市長等は、提案された意見に対する判断を提案者に応答し、迅速に公表しなければなりません。

以上

先駆的自治体では、市民参加と協働を推進するために、上記第８条３項にあるように、自治基本条例を制定し市民参加条例や市民協働条例を別に定めることで担保している。

（参）自治基本条例とは

野田市が目指す“まちづくり”の理念やそれを推進するための基本ルールを明確に定め、それに最高規範としての地位を与えたものが自治基本条例であり、「市民自治によるまちづくり」を進めるにあたって、その拠りどころとなるものである。

2. 市民参加と協働

私たちは、支え合いと活気あるまちにしたいと、自治会やＮＰＯ、市民活動団体、事業者といった民間の様々な主体が、地域の清掃・防災・防犯や子育て支援などのあらゆる分野において、公共的な仕事を担っているにもかかわらず、行政がやっていることだけを「公共」と呼ぶといった「古い公共観」がまだ残っている。

限られた財源の中で多様化・個別化する市民の要望に応えるためには、従来通りの行政主体のサービス提供では限界がある。そのため、市民をはじめとする民間の様々な主体が自発的に地域の課題に取り組む「新しい公共」と、行政による「制度化された公共」が対等な立場で、連携し、公共の役割を担っていく「新しい公共観」に立ったまちづくりを進めるべきであり、その過程が「協働」であると考える。

◇新しい公共

行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任を持って活動することで「支え合いと活気ある社会」をつくるという考え方である。すなわち、新しい公共とは、人々の支え合いと活気ある社会をつくることに向けた様々な当事者の自発的な“協働の場”のことである。

◇市民参加

法律により保証されている選挙や直接選挙、行政の制度としての審議会や各種委員会の委員への就任をはじめ、市政懇談会への参加、行政の依頼による公共でのボランティア活動など、行政により保障された様々な参加形態を通してまちづくりにかかわること。

◇市民協働

市民、市民活動団体等と行政が、それぞれ単独では解決が難しい地域課題や社会的な課題に対して、対等な立場で、お互いの不足を補い、自立したパートナーとして協力し合い、共通な目的達成（課題解決）に取り組むこと。

3, 野田市の現状

野田市の発行する資料には、総合計画基本目標５「市民がふれあい協働する都市」をはじめ、キィワードとして「市民参加」「協働」が頻繁に使われているが、その定義や運用のあり方が明確に示されていない。私の知る限り、市民等に関する取り決めとしては「野田市行事の共催及び後援に関する規則」だけではないかと思う。これでは、市民参加や協働が推進されないのは当然なのではないだろうか。残念ながら、言葉だけが踊り、「仏作って魂入れず」である。

（参）魅力発信事業「新ちびっこ野田検定事業」

私が事務局を務める「野田もの知り検定企画実行委員会」では、実施にあたり、この事業は教育委員会（指導課）と当会の協働事業と捉えている。野田市には市民協働に関するルールはないと思うので、当会は「モデル協働事業」と位置づけ、協働事業を進めるにあたって必要なルールを想定し、「野田市市民協働条例」私案（横浜市「市民協働条例」を参照）、協働契約書、事業計画書を作成した。これらを魅力発信担当課と教育委員会に提出し、協議の上実施しようと考えている。

4, 提言

野田市を良くする市民の会が「野田市自治基本条例」素案を作成してから10 年になる。私たちは、この素案を 3 年間掛けて仕上げた。この間、全国の制定状況を調べ、比較検討し、自治基本条例について研究したことで、地方自治について多くを学ぶことができた。野田市では、この条例は今でも“時期尚早”なのだろうか。制定に向けた「検討会」を設置すべきだと考える。この大きなテーマを、市長を先頭に野田市全庁的に取り組む意思を共有できるとすれば、野田市の未来は輝き、大きく飛躍するのではないだろうか。

それでも難しいとすれば、総合計画で基本目標５「市民がふれあい協働する都市」を掲げていることでもあり、「市民参加」「協働する」とは何なのかとか、推進するための運用基準を定めた「市民参加条例」や「市民協働条例」を制定すべきであると考える。特に、「市民協働」を推進するためのルールづくりは喫緊の課題である。

（参）１，全国の自治基本条例の制定数
2022 年４月１日現在 1,718 市町村中 403 自治体
２，横浜市市民協働条例を添付する。

以上

総合計画審議会　公募委員
佐々木盛次

横浜市市民協働条例

平成 24 年６月 25 日

横浜市市民活動推進条例(平成 12 年３月横浜市条例第 26 号)の全部を改正する。

目次

前文
第１章　総則(第１条―第４条)
第２章　市民協働
第１節　市民公益活動(第５条―第７条)
第２節　市民協働事業(第８条―第 15 条)
第３節　中間支援組織(第 16 条)
第３章　市民協働推進委員会(第 17 条―第 19 条)
第４章　雑則(第 20 条―第 22 条)
附則

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があって、初めて市民協働も進展していくのである。いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

第１章　総則

(目的)

第１条　は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第２条　において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の２第１項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

２　において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市(以下「市」という。)と市民等とが協力して行うことをいう。

３　において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。
４　において「市民協働事業」とは、市と市民等が８条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。
５　において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(市の責務)

第３条　市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。
２　市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第４条　市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。
２　市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

第２章　市民協働

第１節　市民公益活動

(市民公益活動)

第５条　市は、市民等が行う市民公益活動(に掲げるものを除く。)を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。
(1)　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
(2)　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
(3)　特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
(4)　営利を主たる目的とする活動

(市民活動推進基金)

第６条　市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。
２　市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。
３　基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

４　基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。
５　基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
(支援申請等)
第７条　市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
２　市民等は、の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。
３　市長は、必要があると認めるときは、２項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。
４　市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、１項及び２項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。
第２節　市民協働事業
(市民協働事業の基本原則)
第８条　市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。
(1)　市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
(2)　市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
(3)　市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報(13条に規定する秘密を除く。)を公開すること。
(4)　市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
(5)　市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。
(市民協働事業を行う市民等の選定)
第９条　市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。
２　市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。
(市民協働事業の提案)
第10条　市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

２　市長は、の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の要否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、２項の規定を準用する。

(自主事業)

第 11 条　市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業(以下「自主事業」という。)を当該市民協働事業とともに行うことができる。

２　市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

第 12 条　市は、９条第１項の選定又は 10 条第２項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約(以下「協働契約」という。)を締結するものとする。

２　の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第 13 条　市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

第 14 条　市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

第 15 条　市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後(当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後)に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

２　の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

第３節　中間支援組織

(中間支援組織)

第 16 条　市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

２　市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

第３章　市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

第 17 条　市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会(以下「市民協働推進委員会」という。)を置く。

２　市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

３　市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

（組織）

第１８条　市民協働推進委員会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、に掲げる者のうちから市長が任命する。

（1）　学識経験のある者

（2）　市民等

（3）　２号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（委員の任期）

第１９条　２項の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　２項の委員は、再任されることができる。

第４章　雑則

（報告）

第２０条　市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

（読替え）

第２１条　水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、（３章及び１項を除く。）の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

（委任）

第２２条　に定めるもののほか、の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　は、規則で定める日から施行する。

（平成２５年２月規則第１３号により同年４月１日から施行）

（適用）

２　は、の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

（見直し）

３　の施行の日から起算して３年ごとに、の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。